大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和３年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ＳＵＰＥＲ　ＣＥＮＴＥＲ　ＰＬＡＮＴ－５　刈羽店

所在地　刈羽郡刈羽村大字刈羽字大谷地3889番地　外

設置者　刈羽郡刈羽村

２　変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の収容台数

（変更前）1,429台

（変更後）939台

イ　駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）・位置　届出書に添付された図面のとおり

・収容台数　450台

（変更後）・位置　届出書に添付された図面のとおり

・収容台数　138台

ウ　荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）・位置　届出書に添付された図面のとおり

・面積　1,323.0㎡

（変更後）・位置　届出書に添付された図面のとおり

・面積　222.0㎡

ウ　廃棄物保管施設の位置及び容量

（変更前）・位置　届出書に添付された図面のとおり

・容量　123.27㎥

（変更後）・位置　届出書に添付された図面のとおり

・容量　35.25㎥

３　変更年月日

令和４年８月12日

４　変更の理由

建物１の減築及び諸施設の位置等を変更し、駐車場未利用地の有効活用を行うため

５　届出年月日

令和３年12月10日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、刈羽村産業政策課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和３年12月24日から令和４年４月24日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課　小規模企業支援係

電　　話　025－280－5235

Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp